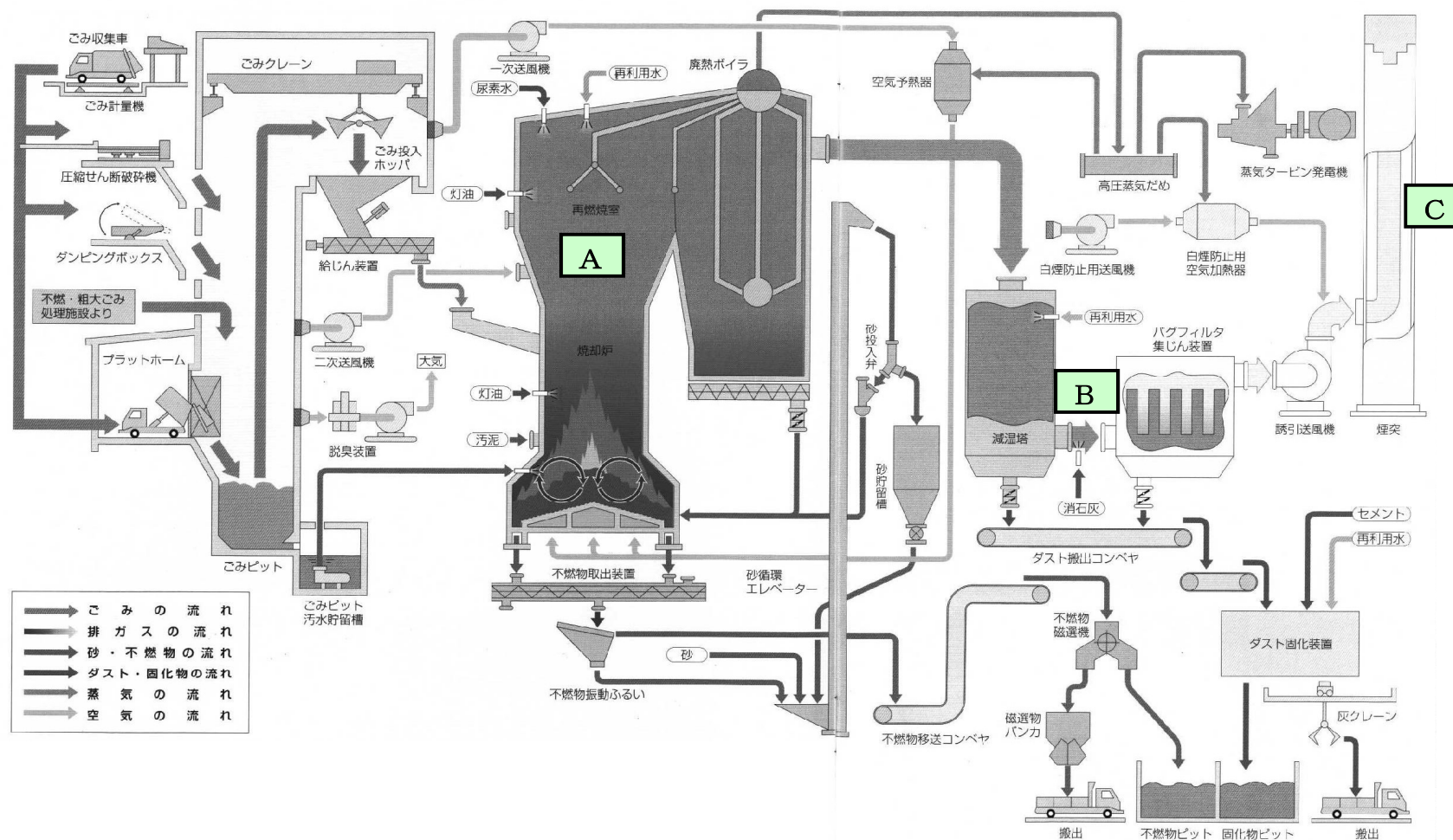


A 号炉

別添資料(1)



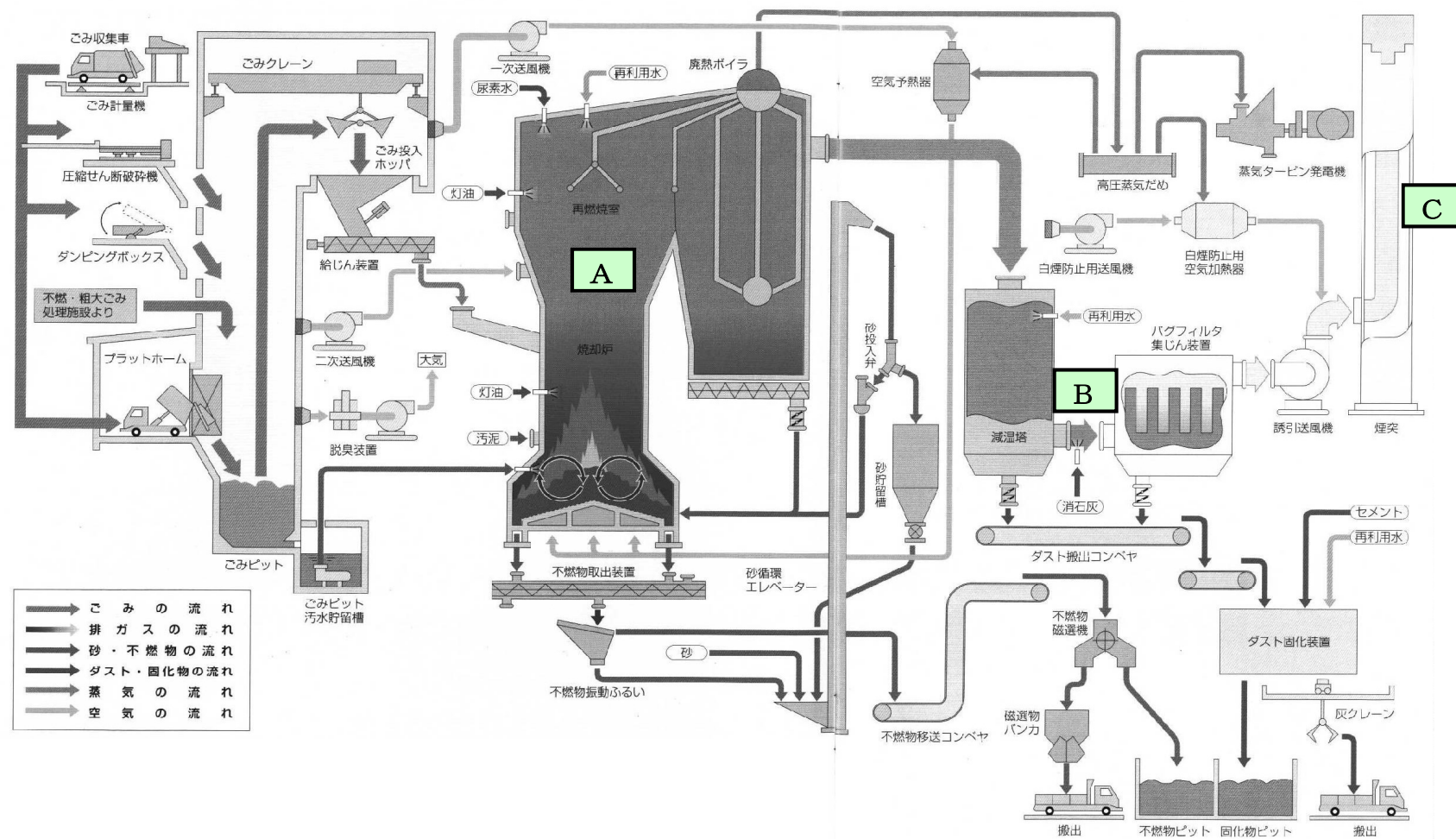
A : 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第4条の5第1項第2号トの規定による測定を行った位置 (燃烧ガスの温度)

B : 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第4条の5第1項第2号リの規定による測定を行った位置 (燃烧ガスの温度)

C : 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第4条の5第1項第2号ヲの規定による測定を行った位置 (一酸化炭素の濃度)

C : 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第4条の5第1項第2号カの規定による測定を行った位置 (ダイオキシン類の濃度、ばい煙濃度)

B 号炉



A : 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第4条の5第1項第2号トの規定による測定を行った位置 (燃焼ガスの温度)

B : 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第4条の5第1項第2号リの規定による測定を行った位置 (燃焼ガスの温度)

C : 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第4条の5第1項第2号ヲの規定による測定を行った位置 (一酸化炭素の濃度)

C : 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第4条の5第1項第2号カの規定による測定を行った位置 (ダイオキシン類の濃度、ばい煙濃度)